

## 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の 一部改正について（報告）

### 1 改正理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、住民基本台帳法（以下「法」という）の一部が改正され、区市町村長は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード等の附票本人確認情報を都道府県知事に通知すること等とされた。このことに伴い、電気通信回線による東京都知事への通知事項を改める等の条例改正が必要であったため。

### 2 改正概要

- (1) 電気通信回線による東京都知事への通知事項に、附票本人確認情報を加えることとした。
- (2) 電気通信回線による他の区市町村長への通知事項に、法第 9 条第 2 項、法第 19 条第 2 項、法第 19 条第 3 項に規定する通知を加えることとした。
- (3) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告事項について、条文の整理を行うこととした。

### 3 改正の時期

令和 6 年第 1 回区議会定例会で条例改正を行い、施行日は、法の改正の施行日に合わせる（施行期限は、令和 6 年 5 月 30 日）。